

# ヘルパーステーションあたご 重要事項説明書

当事業所は、訪問介護の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

## 1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人山形市社会福祉事業団
主たる事務所の所在地	〒990-2305 山形市蔵王半郷1366番地の2
代表者（職名・氏名）	理事長 高倉正則
設立年月日	昭和58年7月7日
電話番号	023-688-7540

## 2 事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションあたご	
サービスの種類	訪問介護	
事業所の所在地	〒990-2403 山形市大字岩波5番地	
事業所の管理者	國井康彦	
電話番号	023-622-4570	
指定年月日・事業所番号	平成18年9月29日	0670102300
通常の実業の実施地域	山形市	
損害賠償責任保険	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」	
第三者評価の有無	無	

## 3 事業の目的と運営の方針

### （1）事業の目的

要介護状態の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において要介護状態の維持若しくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる支援を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

### （2）運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業所、地域

包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

- ・訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその身元引受人等に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。

#### 4 提供するサービスの内容

訪問介護の内容は、次のとおりとします。

身体介護に関する内容	起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助に関する内容	調理、洗濯、住居の掃除、整理整頓、買い物、薬の受取り ・衣服の入れ替えなど

#### 5 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	午前7時から午後7時 ※電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

#### 6 従業員の職種、員数及び職務の内容

当該事業所では、訪問介護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を順守しています。

従業員の種類	事業所指定の基準 (常勤換算)
管理者	1(兼務)
サービス提供責任者	1(専従)
訪問介護員等	1.5(兼務)

管理者、訪問介護員等は隣接する養護老人ホームあたご荘の職務を兼務します。

#### 7 利用料等

##### (1) 基本料金

身体介護(利用時間)	利用料金	負担金額(1割)	負担金額(2割)	負担金額(3割)
20分未満	1,630円	163円	326円	489円
20分以上30分満	2,440円	244円	488円	732円
30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円

1 時間以上 1 時間半未満	5,670 円	567 円	1,134 円	1,701 円
1 時間半以上 2 時間未満	6,490 円	649 円	1,298 円	1,947 円
2 時間以上 2 時間半未満	7,310 円	731 円	1,462 円	2,193 円
2 時間半以上 3 時間未満	8,130 円	813 円	1,626 円	2,439 円
3 時間以上 3 時間半未満	8,950 円	895 円	1,790 円	2,685 円
3 時間半以上 4 時間未満	9,770 円	977 円	1,954 円	2,931 円

生活援助(利用時間)	利用料金	負担金額(1割)	負担金額(2割)	負担金額(3割)
20分以上45分未満	1,790 円	179 円	358 円	537 円
45分以上	2,200 円	220 円	440 円	660 円

身体介護に引き続き生活援助 (利用時間)	利用料金	負担金額 (1割)	負担金額 (2割)	負担金額 (3割)
身体介護(20分以上30分未満) 生活援助(20分以上45分未満)	3,090 円	309 円	618 円	927 円
身体介護(20分以上30分未満) 生活援助(45分以上70分未満)	3,740 円	374 円	748 円	1,122 円
身体介護(20分以上30分未満) 生活援助(70分以上)	4,390 円	439 円	878 円	1,317 円

※やむを得ない事情で、かつ、利用者又はその家族の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

## (2) 加算

以下の要件を満たす場合、下記料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	初めて訪問介護事業所を利用する場合	2,000 円	200 円	400 円	600 円

緊急時訪問介護加算	依頼により予定以外の訪問を緊急に行った場合	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算(I)	リハビリ専門職と連携し身体状況を評価し生活機能向上を目的とした計画を作成した場合	1,000円	100円	200円	300円

### (3) 支払い方法

利用料金、その他の費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	山形きらやか銀行中央営業部
銀行振り込み	山形きらやか銀行中央営業部
現金払い	領収書を発行します

## 8 緊急時における対応方法

- (1) サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合は、速やかに主治医及び身元引受人等に連絡します。
- (2) 病状によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

## 9 事故発生時の対応

- (1) 訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、身元引受人、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 訪問介護の提供により賠償すべき過失事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 10 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

苦情等受付担当者	サービス提供責任者 中川真結
苦情等解決責任者	ヘルパーステーションあたご管理者 國井康彦
連絡先	023-622-4570

- (2) 第三者委員

氏名	役職名
三森 聡	元山形市立第五小学校校長
無着 道子	元山形市教育委員
奥山 信昭	山形市民生委員児童委員連合会常任委員

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

苦情受付機関	所在地	電話番号
山形市福祉推進部 介護保険課・長寿支援課	山形市旅籠町二丁目3番25号	023-641-1212
山形県国民健康保険 団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保 6 番地	0237-87-8006

※苦情等の申立てがあった際は適切に対応を行います。

※第三者委員に直接苦情申立てることができます。その場合は、事業所で取り次ぎますので、苦情等受付担当者にご連絡下さい。

#### 1 1 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- (1) サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です
- (2) 利用者及び利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、個人情報を用いません。

#### 1 2 高齢者虐待防止について

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は、虐待防止のために必要な措置を講じます。(養護老人ホームあたご荘と合同)

- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止責任者の設置
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催  
検討や検証結果を事業所内で周知徹底。
- ・虐待防止のための研修会を定期的実施

#### 1 3 感染症の予防及びまん延防止について

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。(養護老人ホームあたご荘と合同)

- ・感染症及びまん延の防止のための指針の整備。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催。  
検討結果等を事業所内で周知徹底。
- ・感染症及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的実施。

#### 1 4 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生でも介護サービスを継続的に実施し、非常時の体制で早期に業務再開をはかるための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。(養護老人ホームあたご荘と合同)

加えて年2回の研修、年2回の訓練を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。(養護老人ホームあたご荘と合同)

#### **15 サービスの提供にあたっての留意事項**

サービス提供の際、訪問介護員は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。なお、体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

- (1) 医療行為及び医療補助行為
- (2) 各種支払いや年金等の管理、金銭貸借など、金銭関係の取扱い
- (3) 他の家族の方に対するサービスなど。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

○年○月○日

事業者	所在地	山形市蔵王半郷1366番地の2	
	事業者	社会福祉法人山形市社会福祉事業団	
	代表者職・氏名	ヘルパーステーションあたご	
		管理者 国井康彦	印
	説明者職・氏名	サービス提供責任者	印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、交付を受けると共にサービスの提供を受けることに同意しました。

○年○月○日

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）

住所	
本人との続柄	
氏名	印

立会人	住所	
	氏名	印